

精神科治療費用だけでなく、被害者遺族への精神科治療費も補償の対象とされていること、さらに、精神科医による治療だけでなく、サイコロジストや民間団体によるカウンセリングも精神科治療費用と認められている点は、学ぶべきであると思われる。我が国でも、これらの点は、平成 19 年 11 月に犯罪被害者等施策推進会議で了承された「経済的支援に関する検討会」の「最終取りまとめ」において、

「臨床心理士、犯罪被害相談員等による民間被害者支援団体等における早期支援段階でのカウンセリング・相談について、都道府県における予算措置が着実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリング・相談が受けられるような予算措置がなされていくよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。なお、犯罪被害者本人のほか、家族（遺族）等に対するカウンセリングの必要性、重要性に鑑み、その充実を図るべきである」と指摘されている。

しかし、臨床心理士らによるカウンセリング・相談に関して都道府県における予算措置がなされるよう取り組む、家族（遺族）等に対するカウンセリングの充実を図るべきであるとするだけで、国による明確かつ具体的な財政措置を示さないままでは不十分ではないだろうか。特に、都道府県における予算措置については、国が指導・啓発するだけでは制度が動きださないことは、これまでの経験から明らかであろう。給付の対象を拡大するためには、財源の捻出は不可欠である。

検討会の中では、罰金を特定財源化し、被害者支援のために利用する可能性を探る

べきではないかとの議論も行われていた。また、罰金刑を特定財源化できれば、犯罪被害者等給付金の対象範囲を相当程度拡大できるのではないかとの意見もある。最終とりまとめでは、「罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけ出すのは困難であり、また、一般的に特定財源枠を可能な限り縮小していこうとする国の大方針と逆行する感は否めない」として、「犯罪被害者等に対する経済的支援は、社会の連帯共助の精神に則り、一般財源からの給付を行うことをもって原則とすべきである」との結論が導かれた。

しかし、現在、国会で審議中の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が成立すれば、遺族給付金、障害給付金の最高額は約 2 倍に引き上げられ、重傷病給付金に休業補償分も加算されることになる。2006 年度の支給総額は 12 億 7,000 万円であり、この金額が単純に 2 倍になると考えても 25 億近くの財政措置が必要である。最終とりまとめでは、「一般財源からの給付に当たっては、当該行政官庁の他の業務に関する財源に影響が出ることのないようにしながら給付額を確保できるよう、最大限の配慮がなされるべきであり、政府全体として、必要な財源措置を講ずる必要がある」とされているが、今後、給付額が増加していくことになれば、その確保のために新たな手立てが講じられる必要も出てこよう。罰金の特定財源化、あるいは、犯罪被害給付制度の支給対象となっている犯罪の加害者から徴収する課徴金制度の導入など、今後も引き続き検討が行わ

れることが期待される。特に、「罰金で得た収入を犯罪被害者の救済、支援に用いることに、大多数の国民は賛成するだろう」との意見は傾聴すべきであろう。こうして新たな財源が確保されれば、被害者への被害給付のみならず、アメリカ・イギリスのように、被害者支援へのための基金創設も可能となるように思われる。

②次に、被虐待児童、特に、DV を目撃した子どもたちの問題について検討する。

内閣府の調査によれば、何度も配偶者から DV を受けていた被害者の 57%が、「子どもに DV を目撃された」と回答している。そして、DV の目撃が精神面・行動面で子どもに与える影響が大きいことは、我が国でも度々指摘されている。しかし、これまで子どもを直接の対象とした研究は少なく、特に日本では殆どないようである。

確かに、我が国でも、犯罪被害者等基本計画が策定されて以降、思春期精神保健の専門家養成の研修課程で、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどに関するカリキュラムが実施され、あるいは、少年被害者のための治療等の体制の整備ということで、児童養護施設や乳児院、児童自立支援施設などに常勤の心理療法担当職員を配置したり、被虐待児個別対応職員を配置したりと、虐待された子どもの治療を行う制度整備が進みつつある。しかし、特に、DV を目撃した子どもたちに焦点を当てた治療への取り組み、支援の取り組みが行われているかという点必ずしもそうではないように思われる。DV を目撃した子どもが保護される可能性の高い女性相談所でも、被害女性に対しては心理的支援が行われている

ようであるが、同伴児童に関しては、おそらく、児童相談所に「DV の目撃」を理由に虐待通告し、相談所の援助が得られない限り、特に心理的支援がなされることはないのではないかと推察される。

そもそもの問題は、我が国では、同じ「家庭内暴力」(domestic violence) であるにもかかわらず、児童虐待と DV への法的対応が、全く別個のものとして二つに分離されてしまったことに起因する。そのため、児童虐待と DV の問題への対応が、有機的になされにくくなってしまっている。法が二つに分離されたことは仕方がないとしても、アメリカで明らかにされてきた DV と児童虐待の併発率の高さや、DV を目撃した子どもに及ぶ精神的・身体的影響を重く受け止めれば、DV 家庭で生活している子ども、DV を目撃した子どもの精神的被害の回復のために、何らかの有効な手立てが早急に講じられるべきである。

先に述べたように、カリフォルニア州では、DV を目撃した子どもは、身体的外傷を受けたものとみなされ、DV 犯罪の起きた家庭で生活していた子どもについても、DV を目撃していたか否かにかかわらず、身体的外傷を受けたものとみなされ、犯罪被害補償制度の支給対象である「被害者」とされているのである。どれだけ、子どもたちに及ぶ精神的・身体的被害が大きいかは、この事実からも明白であろう。

さらには、アメリカでの取り組みにならない、DV があつた場合の子どもの監護権の帰属、DV 加害配偶者の子どもからの引き離し、面会など、統合的に対処する手続を工夫する必要もあるように思われる。

③最後に、性犯罪被害者の精神的健康の問題について考察を行う。

我が国では、犯罪被害者基本計画の下で実施すべき施策として、厚生労働省が、「性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施」を掲げ、平成18年6月には「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法の一部を改正する法律」が制定され、患者が医療に関する情報を十分に得た上で適切な医療を選択できるよう、医療機関管理者に対して医療に関する一定の情報の報告義務を課し、その報告をもとに、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、住民にインターネット等で提供する仕組みが整備された。

しかし、「性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策」とするならば、やはり、性被害に精通する医師・看護師・カウンセラーなどのスタッフを備えた医療体制の整備を図ることは不可欠なのではないだろうか。我が国では、いわゆる性暴力である強姦、強制わいせつの認知件数は、年間10,000～12,000件の間で推移しており、これに捜査機関に通報されない被害をも含めるとかなりの数に上る。これらの被害者に、適時に適切な介入がなされることによって、被害者の身体的・精神的被害が長期化することを防ぐことは可能である。そのためにも、躊躇無く自らの被害の相談ができる、治療に専念できる専門機関が、是非とも必要と思われる。なお、性被害というと産科・婦人科で対応してもらえばいいという発想もあるかもしれない。しかし、妊婦が集まるような場所で、しかも、隣の診察室の声が筒抜けに聞こえるような場所で、被害や治療の相談を行うことは、性暴力という被害

の特異性から無理があるし、被害者の精神的健康がさらに悪化する可能性が高いことに注意すべきである。

なお、サンフランシスコ市・郡のトラウマ・リカバリー・センターでは、必ずしも警察に通報された事件の被害者だけを対象としているわけではない。ただ、センターでの治療を受けることによって、その後、警察に通報するなど、潜在的な被害者の掘り起こしにも役立っていることを付言しておきたい。センターの活動報告書によれば、警察への通報率は、センターの介入によって42%から71%に増加したとのことである。

F：参考文献

Amy Levin and Linda G.Mills, *Fighting for Child Custody When Domestic Violence Is at Issue: Survey for State Laws*, 48 SOCIAL WORK 463, 464(2003).

Joy D. Osofsky, *The Impact of Violence on Children*, FUTURE OF CHILDREN, Winter 1999, at 34

MURRAY A. STRAUS, PHYSICAL VIOLENCE IN AMERICAN FAMILIES: RISK FACTORS AND ADAPTAIONS TO VIOLENCE IN 8,145 FAMILIES,(1990).

Trauma Recovery Center, STATUS REPORT July 30 2001·December 31 2004, (2005).

Lois A Weithorn, *Protecting Children from Exposure to Domestic Violence : The*

Use and Abuse of Child Maltreatment Statutes, 53 HASTINGS LAW JOURNAL 1;106 (2001).

奥村正雄、犯罪被害者等基本計画の重点課題について—3つの検討会の最終取りまとめ、ジュリスト 1351号(2008年)18-27頁。

笠原麻理、DVと子ども虐待、治療 87巻 12号(2005年)3251頁以下。

柑本美和、ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもたち、警察政策 7巻(2005年)。

柑本美和、アメリカにおける児童虐待への対応—カリフォルニア州サンフランシスコ郡・市の例、岩瀬徹編『児童虐待への法的介入：平成17年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書』(2007年)。

小西聖子、被害母子の精神医学的・心理的評価と対策研究。DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助研究、平成15年度研究報告書(2004年)。

小西聖子、精神的・身体的被害の回復・防止への取組—精神科医から見た犯罪被害者等基本計画、法律のひろば(2006年4月)24頁以下。

佐伯仁志、犯罪被害者への被害回復支援について、ジュリスト 1302号(2005年)44頁以下。

白川美也子、DV被害者とそれを目撃した子どものPTSD—その症状と期待される支援システム、へるす出版生活教育 46巻 11号(2002年)29頁以下。

瀬川晃、経済的支援に関する検討会議事録における発言

内閣府男女共同参画局、配偶者等からの暴力に関する調査(2003年)。

内閣府、平成19年版 犯罪被害白書(2007年)。

中島聡美、犯罪被害者への精神医療に関する検討会報告の役割と課題、ジュリスト 1351号(2008年)28-33頁。

二宮恒夫、ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例、子どもの虐待とネグレクト 3巻 2号(2001)313頁以下。

菅田貴子他、DV(ドメスティックバイオレンス)被害と実態と子どもへの影響に関する調査研究—DV被害者とその子どもへの暴力内容と心身への影響、大阪市立大学短期大学部紀要 3巻(2001年)27頁以下。

町野朔、児童虐待防止システムの改善について、社会安全研究財団編『児童虐待への対応の実態と防止に関する研究』(2006年)。

G：研究報告

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Nishi.D,Matsuoka Y,Kawase.E,Nakajima S, Kim Y	The magnitude of mental health service in a Japanese medical center emergency department.	Emerg Med J.	23(6)	468-469	2006
中島聡美	犯罪被害者への精神医療に関する検討会報告の役割と課題	ジュリスト	1351	28-33	2008
中島聡美	犯罪被害者の心理と支援.	ケース研究	293	131-142	2007
中島聡美	犯罪被害者の心理と司法関係者に求められる対応.	家庭裁判所月報 (印刷中)			
中島聡美, 小西聖子, 辰野文理, 白井明美	犯罪被害者等の二次被害及び再被害の予防に関する研究.	季刊「社会安全」. (印刷中)			
橋爪きょう子, 辰野文理, 中島聡美, 小西聖子, 中谷陽二	精神科医による犯罪被害者の診療と法的な問題に対する関与-全国精神科医療機関調査から -.	司法精神医学雑誌(印刷中)			
中島聡美, 橋爪きょう子, 辰野文理, 小西聖子	精神科医療機関における犯罪被害者の診療の実態と今後の課題.	被害者学研究 18号(印刷中)			
吉田博美, 小西聖子, 加茂登志子	わが国における慢性外傷後ストレス障害に対する Prolonged Exposure Therapy の試み	総合病院精神医学	20(1)	55-62	2008
吉田博美, 小西聖子, 井口藤子, 加茂登志子	Prolonged Exposure Therapy の効果研究 - 暴力の被害を受けた女性 10 名に対して -.	心理臨床学研究 (印刷中)			
吉田博美, 小西聖子	長時間曝露療法 - prolonged exposure therapy -.	こころのりんしょう a・la・carte	26(3)	477-483	2007
吉田博美	心理相談室における Prolonged Exposure Therapy の適用.	武蔵野大学心理臨床センター紀要 (印刷中)			
有園博子	「犯罪被害者支援における司法と医療の連携」	被害者学研究	18		2008